

## 1 案件名称

神戸産のカシ類を用いた備長炭の試行的な製造の実施業務

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

従来、里山は人が管理することで生物多様性が豊かな場所として維持されてきた。しかし、昨今、社会情勢や生活様式の変化等により、里山の生物多様性の衰退が問題となっている。

神戸市では、北区山田町の市有林及びその周辺の棚田・ため池において、市民団体や学生団体、大学等の多様な主体とともに、里山の保全・再生・利活用や生物多様性保全活動の取り組みを進めている。

特に里山の生物多様性を持続的に保全していくためには、資源の有効活用及び循環の実現が重要である。

本業務では、当該地域の資源の有効活用に向け、当該地域において一定量の採取が見込めるカシ類（アラカシ・シラカシ）を伐採し、それらを試行的に備長炭に製炭することにより、高品質な炭の製造が可能かどうか調査することを目的とする。

合わせて、試行製炭の成果等を踏まえ、備長炭市場のニーズに基づく販路の検討、及び今後神戸市において樹木伐採から製炭、炭の販売・使用といった循環の仕組みを構築するための検討を行うものである。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 契約上限金額

金 980,000 円（消費税含む）

### (4) 契約期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

### (5) 履行場所

神戸市環境局自然環境課

### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約書案

別紙「頭書」及び「委託契約約款」参照

#### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

また、本業務の契約は、電子契約の採用を予定している。ただし、本プロポーザルに応募する事業者（以下、「応募者」という。）が電子契約に対応できない場合は、書面による契約も可能とする。なお、電子契約の可否については、契約候補者の選定に関与しない。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

応募者は、企画提案参加申請から契約締結までの間を通して、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

なお、複数の事業者により構成される共同企業体に応募する場合は、その構成員すべてが次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ・「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当しないこと。
- ・国税及び地方税について滞納がないこと。
- ・神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・本業務の実施のために事業許可や資格等が必要な場合は、これらを有するまたは有する者を雇用していること。
- ・シラカシ・アラカシ・ウバメガシなど国産のカシ類を用いた備長炭製造の経験を有すること。
- ・国産のカシ類を用いた備長炭を製造するための炭窯（薪割り機など製炭に必要な設備を含む）を有するとともに、事業者には属する職員が備長炭の製造を行うことができること。

#### 5 スケジュール

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| ・公募開始       | 令和 6 年 5 月 8 日（水曜）            |
| ・企画提案参加申請期限 | 令和 6 年 5 月 31 日（金曜） 17 時      |
| ・質問期限       | 令和 6 年 6 月 5 日（水曜） 17 時       |
| ・質問に対する回答   | 令和 6 年 6 月 7 日（金曜）            |
| ・企画提案書の提出期限 | 令和 6 年 6 月 19 日（水曜） 17 時 30 分 |
| ・企画提案審査会    | 令和 6 年 6 月 21 日（金曜）（予定）       |
| ・選定結果通知     | 令和 6 年 6 月 25 日（火曜）（予定）       |
| ・契約締結・事業開始  | 令和 6 年 6 月下旬～7 月上旬（予定）        |
| ・事業完了       | 令和 7 年 3 月 31 日（月曜）           |

#### 6 応募手続き等に関する事項

##### (1) 企画提案参加申請

###### ア 受付期間

令和 6 年 5 月 8 日から令和 6 年 5 月 31 日 17 時まで

###### イ 提出書類

- ・企画提案 参加申請書（様式 1 号）
- ・企画提案 参加資格確認書（様式 2 号）
- ・法人・団体概要（様式 3 号）
- ・神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 4 号）
- ・共同企業体結成届出書（様式 5 号） ※共同企業体での応募の場合のみ

##### (2) 質問

###### ア 受付期間

令和 6 年 5 月 8 日から令和 6 年 6 月 5 日 17 時まで

###### イ 提出書類

質問書（様式 7 号）

#### ウ 回答方法

令和6年6月7日を目途に神戸市 HP にて回答

### (3) 企画提案書の提出

#### ア 提案書受付期間

令和6年5月8日から令和6年6月19日17時30分まで

#### イ 提出書類

- ・電子契約締結事務責任者確認書兼誓約書（様式6号）  
※電子契約が可能な場合のみ
- ・企画提案書  
※企画提案書については様式任意とし、以下を必須記載項目とする。  
＜提案必須項目＞
  - 業務全体の基本的方針
  - 製炭体制（設備・人員等）、製炭のスケジュール
  - 製炭のための薪を伐採するための技術的提案
  - 自社におけるこれまでの製炭経験及び製炭に係る技術
  - 備長炭市場について事業者が有する知見
  - 神戸市における炭窯の設置を含む製炭体制の整備のための提案の概要
  - 神戸市における樹木伐採から製炭、炭の販売・使用という循環の仕組み構築に向けた提案の概要

### (4) 書類等の提出先

神戸市環境局自然環境課（下記アドレス）宛に E メールで提出すること。

[biodiversity@office.city.kobe.lg.jp](mailto:biodiversity@office.city.kobe.lg.jp)

## 7 選定に関する事項

企画提案審査会（プレゼンテーション審査）にて企画提案書に基づく書類審査を実施し、応募者の受託適性、提案内容及び事業費などを総合的に審査し評価を行う。最も高い評価を得た事業者を委託契約予定事業者とする。

### (1) 実施時期

令和6年6月21日に神戸市役所内にて実施予定

（詳細については応募者に別途連絡する）

### (2) 実施方法

- ア 企画提案審査会において、企画提案書等の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員から質疑を受ける（説明時間：20分以内（機材設定時間を含む）、質疑時間：10分程度）。質疑への応答の内容も審査の対象とする。なお、提案が多数の場合は、提案時間の変更する場合がある。
- イ 内容説明（プレゼンテーション）は、本業務を受託した際に業務を担当する予定の者が行うこととする。なお、内容説明への参加人数は3名以内とする。
- ウ 企画提案審査会の出席者は、説明に際して必要となる機材（プロジェクター、スクリーンは神戸市で用意する）、PC、データ（パワーポイントなど）を用意すること。
- エ 審査は、企画提案書等の内容並びに企画提案審査会における説明及び質疑結果を踏まえ、「別紙選定基準」に基づき採点を行う。

### (3) 評価点

審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較して点数が高い者を委託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合はくじ引きにより決定する。

- ① 「神戸市における樹木伐採から製炭、炭の販売・使用という循環の仕組み構築に向けた提案の概要」
- ② 「製炭体制（設備・人員等）、製炭のスケジュール」と「自社におけるこれまでの製炭経験及び製炭に係る技術」の合計

※審査の結果、評価点の合計が6割に満たない場合は、委託候補者として選定しないことがある。

### (4) 選考結果通知

令和6年6月25日を目途に、すべての応募者に結果を通知するとともに、神戸市HP上で公表する。通知・公表する内容は、下記の通りとする。

- ・委託候補者の名称
- ・各提案者の評価点の合計（委託候補者以外の提案者の名称は伏せるものとする）

### (5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 8 契約の締結

企画提案審査会において選定した委託候補者と契約締結の協議を行う（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする）。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する（本市は契約受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある）。また、契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

- ① 企画提案書作成に関する質問回答
- ② 仕様書
- ③ 企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」が「①又は②の内容」の水準を上回る場合、その限度で「③の内容」が「①又は②の内容」に優先するものとする。

その他同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に委託候補者と協議した上で、その優先関係を判断する。

## 9 その他

- 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- すべての企画提案書は返却しない。
- 提出された書類について、あらかじめ選定委員会前に内容の確認を行う場合がある。
- 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- 評価点については合計点のみを通知・公表するものとし、評価項目ごとの点数は通知・公表しない。
- 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- 企画提案申請後、企画提案を辞退する場合は速やかに「企画提案辞退届（様式第8号）」をEメールで提出すること。

## 選定基準

評価項目	内容	配点
業務全体の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務の目的を十分理解した提案となっているか</li> </ul>	5
製炭体制(設備・人員等)、製炭のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>製炭を確実にかつ早期に履行できる製炭・連絡体制となっているか</li> </ul>	10
製炭のための薪を伐採するための技術的提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>製炭のみならず、製炭に適した原木の伐採方法や、持続的な原木調達が可能な技術的提案ができているか</li> </ul>	10
自社におけるこれまでの製炭経験及び製炭に係る技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案者の製炭実績および技術から、業務遂行能力があるか</li> </ul>	10
備長炭市場について事業者が有する知見	<ul style="list-style-type: none"> <li>備長炭市場開拓のためのニーズ及び販路に関する有益な提案が可能だけの知見を有しているか</li> </ul>	15
神戸市における炭窯の設置を含む製炭体制の整備のための提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>神戸市の地域特性を考慮した内容か</li> <li>単に炭窯が設置できるというだけでなく、試行製造と同様の備長炭が製造可能な製炭体制の確保が可能となるような提案か</li> </ul>	15
神戸市における樹木伐採から製炭、炭の販売・使用という循環の仕組み構築に向けた提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>神戸市の地域特性・産業体系、その他の概況を考慮した提案となっているか</li> <li>経済的又は人的コスト、ニーズなどを考慮し、当該プロセスが持続可能な提案となっているか</li> </ul>	15
提案に係る見積り及びその積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li><math>10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})</math></li> <li>※ただし、小数点以下は四捨五入とする</li> </ul>	10
地元企業に関する加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>本社又は本店を神戸市内に置く応募者であるか</li> <li>(なお、本社又は本店が神戸市内にないが、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等が神戸市内にある事業者については、配点を5点とする。)</li> <li>※共同企業体の場合は、構成員すべての所在地で判断をし、その平均点(小数点以下は四捨五入)とする</li> </ul>	10